

第二回司法通訳・医療通訳国際会議

司法通訳公開シンポジウム

文部科学省人文社会科学系ネットワーク型大学院構築事業

～コミュニケーションデザイン能力を有する専門職人材の協働育成～

プログラム

2025年11月30日（日）
14:00-16:30

14:00-14:45 第1部 基調講演

14:45-15:00 休憩

15:00-16:30 第2部 パネルディスカッション
参加費：無料

どなたでもご参加いただけます。

一般参加者は事前申込要（PEATIX）

国際会議参加者は事前申込不要

言語：日本語・英語・日本手話、一部スペイン語（同時通訳有）

於 国際基督教大学トロイイヤー記念アーツ・サイエンス館

第二回 司法通訳・医療通訳国際会議 司法通訳公開 シンポジウム

文部科学省人文社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
～コミュニケーションデザイン能力を有する専門職人材の共同育成～

2025 11.30.日
(開場13:30)14:00~16:30

参加 無料 定員200名

〈事前申込が必要です〉

※定員になり次第締め切り



第1部 基調講演 14:00~14:45

言語：英語、日本語、日本手話(同時通訳つき)

Interpreting in Police Settings: Ethics and Dilemmas

警察場面における通訳－倫理とジレンマー



講師 ミランダ・ライ氏
(RMIT大学)

パネリスト マルタ・アルミ氏(バルセロナ自治大学)

栗林 亜紀子氏(大阪弁護士会所属弁護士)

かどや ひでのり氏(津山工業高等専門学校)

司会 吉田 理加(愛知県立大学)

コーディネーター ゲン・タン・タム(愛知県立大学)

休憩 14:45~15:00

第2部 15:00~16:30

パネルディスカッション

■会場

国際基督教大学
トロイマー記念アーツ・サイエンス館
〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2



交通アクセス

キャンパスマップ

■参加申込(PEATIX)

右記QRコードからアクセスいただき、お申し込みください。
<https://LegalinterpretingpublicsymposiumAPUICU.peatix.com>



締切:11月23日(日)

※定員になり次第締め切り

お申込みはこちらから→

共催

愛知県立大学 大学院国際文化研究科
国際基督教大学 社会科学研究所
及びジェンダー研究センター

協力大学
RMIT大学、バルセロナ自治大学



UAB
Universitat
Autònoma
de Barcelona

問い合わせ先

愛知県立大学国際文化研究科コミュニティ通訳学コース community-renkei@bur.aichi-pu.ac.jp

司法通訳公開シンポジウム 開催趣旨

「司法通訳」とは、情報へのアクセスや自己の言語で裁判を受ける権利などを保障する通訳を指します。しかし、日本国内では高度な専門的知識・技術を必要とする職業とは認識されていないのが現状です。そのため、資格認定制度も存在せず、警察・検察庁・裁判所などの各司法機関が個別に通訳人を採用・任命しています。通訳人の養成、研修、訓練さらには司法関係者が通訳人と協働するための研修も非常に限定的です。司法通訳が注目を集めるのは「誤訳」報道がなされた時に限られがちです。

本シンポジウムは、上述のような状況を踏まえ、海外・国内の学術研究者・通訳実践者並びに法律家を講演者・パネリストとして迎え、司法通訳分野の諸問題を会場参加者とともに広く議論することを目的とします。

基調講演者のミランダ・ライ氏は、「警察場面における通訳——倫理とジレンマ」という題目で、警察通訳現場で通訳人が直面する様々なジレンマと、それに対して倫理的な判断を下す能力を養うことの重要性について講演します。パネリストのアルミ氏は、バルセロナで行われた要通訳刑事裁判から構築したコーパスの分析を通して、通訳人の可視性や自らの声で発話する場面に焦点を当て、通訳人が通訳の際に行う判断（選択）に倫理的側面がいかに重要となるかについて考察します。またパネリストの栗林氏は大阪弁護士会が2015年に始めた接見通訳のための通訳能力判定試験の取り組みについて説明し、司法通訳制度の在り方について幅広く議論します。そしてパネリストのかどや氏は日本の司法通訳における問題とその背景に関して、基本的人権の保障の観点から司法通訳を論じます。特に、コミュニケーションと通訳行為というものを社会言語学的な枠組みから理解することの重要性を指摘・議論します。

「司法通訳」という、司法の適正手続きのためにも、人権としての情報保障のためにも重要な役割について、ぜひ積極的に議論にご参加ください。



進行プログラム

司会：吉田 理加（愛知県立大学）

コーディネーター： グエン・タン・タム（愛知県立大学）

14:00 開会のあいさつ・趣旨説明
糸魚川美樹（愛知県立大学副学長）（日本語）

14:05-14:45 第1部 基調講演
「警察場面における通訳—倫理とジレンマ」
Miranda Lai氏（RMIT大学准教授）（英語）

14:45-15:00 休憩

15:00-16:30 第2部 パネルディスカッション

15:00-15:10 「法廷における声——刑事手続きにおける通訳者の
「（非）可視性」の分析」
マルタ・アルミ氏（バルセロナ自治大学教授）（スペイン
語／日本語）

15:10-15:20 「司法通訳人の資格制度の必要性について」
栗林 亜紀子（大阪弁護士会所属弁護士）（日本語）

15:20-15:30 「日本の司法通訳における問題とその背景」
かどやひでのり（津山工業高等専門学校教授）（日本語）

15:30-16:00 パネリスト間のディスカッション

16:00-16:20 全体ディスカッション

16:20-16:30 まとめ



◆ 基調講演者紹介 ◆

基調講演要旨



ミランダ・ライ（賴貞慧）（RMIT大学准教授）

オーストラリアのRMIT大学通訳・翻訳学准教授。通訳を介した警察の取り調べにおける通訳者の関与に関する研究で博士号を取得。研究領域は公的サービスにおける翻訳・通訳、警察での通訳、法廷の録音書き起こしと翻訳、そして翻訳者・通訳者の代理トラウマとセルフケアなど。主な出版物は以下の通り。*Police Investigative Interviews and Interpreting* (2015) および *Ethics for Police Translators and Interpreters* (2017) (共著)。

基調講演要旨「警察場面における通訳——倫理とジレンマ」

警察通訳は、法廷や裁判所、ならびに弁護士とクライアントの面会などのいわゆる「司法通訳」分野の1つである。警察場面における通訳者は、言語的パフォーマンスと相互行為を導くため、職業倫理と通訳人の役割の境界を明確に理解している必要がある。公開の法廷では、裁判官は質問を受ける人物の公平性を確保する「審判員」としての役割を果たすと考えられる。しかし、警察現場、特に警察の取調べにおいては、やり取りが非公開で行われるため、状況は異なる。したがって、質問を受ける人物と警察官が共通の言語を共有しない場合、現場における権力格差を考慮すると、高品質な言語仲介を提供する通訳者の関与がさらに重要になる。通訳者は、被疑者等の司法へのアクセスを促進し、警察官の公正な司法執行を保障する責任を強く自覚する必要がある。

本発表では、はじめに、警察通訳と他の司法通訳の類似点と相違点を概説し、警察取調べの特性を、最も一般的な法執行活動の1つとして紹介する。次に、警察通訳を通訳者の職業倫理の枠組みに位置付け、警察の現場で生じる課題と、倫理規程が通訳者の言語的・行動的次元にもたらす影響を検討する。

倫理的ジレンマを含む複数の事例研究を共有し、各事例の評価要因を特定するとともに、とられた措置を批判的に考察する。その目的は、通訳者の省察的な実践を促進し、警察の取調べのような高リスクな状況において、根拠のある倫理的判断を育むことにある。

◆ パネリスト紹介 ◆



マルタ・アルミ（バルセロナ自治大学）

バルセロナ自治大学翻訳・通訳学・東アジア研究学科教授。2009年の設立以来、MIRAS研究グループの研究代表者を務めており、複数の競争的資金による研究プロジェクトを主導してきた。主な研究の関心は、会議通訳の教育・訓練方法および公的サービス通訳の分野に焦点を当てている。また、国内外の専門誌に多くの論文を発表しており、複数の博士論文の指導も行っている。

要旨 「法廷における声——刑事手続きにおける通訳者の「(非)可視性」の分析」

本発表では、司法分野における通訳人の「不可視性」という概念を再考し、このテーマに関する通訳研究の議論に貢献することを目的とする。従来、通訳者は中立的かつ公平な役割を担い、注目を浴びることなく業務を遂行する存在として描かれてきた。「不可視の通訳人」モデルは、特に司法という文脈において支配的なパラダイムであった。しかしこの見方は、通訳者がコミュニケーション的仲介において積極的かつ可視的な役割を果たしていると主張する様々な研究が発表され、異議を唱えられている（Angelelli, 2004; Hale, 2007）。本研究は、スペイン・バルセロナ自治大学（Universitat Autònoma de Barcelona）のMIRAS研究グループによるTIPP研究プロジェクト（刑事訴訟における翻訳と通訳研究：Arumí & Vargas-Urpí, 2018）の枠組みのもとで収集されたデータに基づく。このプロジェクトは、法廷通訳の実態を記述するために、刑事裁判の代表的な口頭コーパスを編纂・分析することを目的としている。コーパスは、バルセロナの複数の刑事裁判所で実施された55件の公判から成り、通訳言語は英語（19件）、フランス語（9件）、ルーマニア語（27件）であった。このコーパスの特徴は、実際の刑事裁判のビデオ録画資料へのアクセスが可能であること、そしてその口頭データの規模と代表性にある。本分析は、通訳人が通訳行為を超えて、自らの「声」で発言する場面に焦点を当てる。得られた結果は、従来の通訳人は「不可視」な存在であるとする論調の再考を促すものである。具体的には、通訳人が通訳の際にに行う判断（選択）、通訳人の主体性と可視性が相互作用の中で顕在化する際に、倫理的問題がいかに重要となるかについて考察する。

References

- Angelelli, C. V. (2004). *Revisiting the interpreter's role: A study of conference, court, and medical interpreters in Canada, Mexico, and the United States*. John Benjamins.
- Arumí, M., & Vargas-Urpí, M. (2018). Annotation of interpreters' conversation management problems and strategies in a corpus of criminal proceedings in Spain: The case of non-renditions. *Translation and Interpreting Studies*, 13(3), 421–441.
<https://doi.org/10.1075/tis.00023.aru>
- Hale, S. B. (2007). *Community interpreting*. Palgrave Macmillan.

◆ パネリスト紹介 ◆



栗林 亜紀子（大阪弁護士会所属弁護士）

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、京都大学法科大学院修了、2008年弁護士登録。日弁連刑事弁護センター幹事、大阪弁護士会刑事弁護委員会委員。2010年、大阪弁護士会に要通訳事件に関するPTを立ち上げ、2015年より、大阪弁護士会独自の「通訳能力判定試験」を開始した。

論文 「法廷通訳と刑事弁護」浦功編「新時代の刑事弁護」（成文堂、2017年）、「要通訳事件で留意すべきことは何か。」後藤貞人編著「否認事件の弁護 その技術を磨く」（現代人文社、2023年）下巻など

要旨「司法通訳人の資格制度の必要性について」

刑事裁判では、法廷通訳のほか、捜査官による取調べのための通訳、弁護人との意思疎通のための接見通訳が必要とされる。日本語を解さない者に対する適正手続を保障するには、適切な通訳が不可欠である。しかし、現在の日本では、上記3場面の通訳について公的な資格は存在しない。

日弁連は2013年、法廷通訳人の資格制度創設等を主な趣旨とする「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」をとりまとめ、最高裁判所長官、法務大臣及び検事総長宛てに提出した。その後現時点に至るまで、資格制度実現に向けた動きは見られない。

大阪弁護士会は2015年、接見通訳のための通訳能力判定試験を開始した。本報告では、日弁連や大阪弁護士会の取組や、判定試験の実施状況を紹介するとともに、司法通訳制度の在り方について、みなさんと一緒に考える契機としたい。



かどやひでのり（津山工業高等専門学校）

津山工業高等専門学校教授、1970年うまれ。エスペラント研究、社会言語学。『社会言語学』編集責任者。編著書『識字の社会言語学』生活書院、『行動する社会言語学』三元社。

<https://researchmap.jp/kadoyah/>

要旨「日本の司法通訳における問題とその背景」

一般に、日本においては通訳者に対して、高度な職業的訓練を必要とする専門職としての地位があたえられておらず、その結果、警察での捜査や裁判における通訳においても、高度な専門性が必要であるとの認識がないまま、さまざまな属性の通訳者によって通訳がなされている。そのことは、通訳内容の質を担保するための社会的資源の確保や、通訳者教育と採用のシステム整備がなされていない現状から容易に確認することができる。またその結果として、ときに通訳ミスが実際に発生し、それが捜査や裁判の内容を左右するという事態までおこっている。司法通訳における通訳の質を担保すること、すなわち情報保障は基本的人権の保障のための必要条件であるが、そのためには、通訳者の職業的地位向上や予算確保を指摘するだけでは不十分である。それらにくわえて、通訳行為に対するある理解のわくぐみとさらには言語観・コミュニケーション観が規定的に作用していることを批判的に認識する必要がある。そうした背景のすれの社会言語学的理解が今後の司法通訳に関する議論の核のひとつとならなければならない。



愛知県立大学

ICU 国際基督教大学

Aichi Prefectural University

Artes et Scientiae

INTERNATIONAL CHRISTIAN UNIVERSITY

Memo